小林市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 現況

(1) 旧小林市

本地域は、小林市の西側に位置し、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、北部と南部の山間地域は畜産の中心地となっている。また、畑地かんがい施設の整備を実施しており、農地の集団化を進めながら施設園芸等の振興を図っている。近年、消費者の求める安全・安心な農作物を提供するため、良質堆肥の使用による土づくり対策を進めていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取組を是正することが必要である。

(2) 旧須木村

本地域は、小林市の北側に位置し、森林面積が90パーセントを超える山村ではあるが、 豊富な水資源を活用した稲作地帯で、従来から果樹生産も有名な地域でもある。近年、 「須木」の名前を付した農産物ブランド化を行っていることもあり、地域において環境 負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要となっている。

また、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取組を是正することが必要である。

(2) 旧野尻町

本地域は、小林市の東側に位置し、水稲、露地野菜、施設園芸、果樹、和牛、養豚、養鶏等の農畜産業が中心となった地域となっている。近年、消費者の求める安全・安心な農作物を提供するため、良質堆肥の使用による土づくり対策を進めていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要となっている。

その中で、従来無かった鳥獣による農作物被害が出てくるようになり、露地野菜や飼料作物等の生産に大きな障害となっているため、地域において被害対策を講じることが必要である。

また、担い手への農地利用集積を進める為、農業用水路や農道等の保全・修理を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取り組みを是正することが必要である。

2 目標

1の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧小林市	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号 に掲げる事業
2	旧須木村	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号 に掲げる事業
3	旧野尻町	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号 に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を 推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏ま え、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・ 助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、市(町または村)は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3 2 号事業に取り組む場合の留意事項

別紙参照